

日韓兩國の共通の歴史認識への接近をめざして

— 李炫熙著『主席李東寧研究』を読む —

今中 比呂志*

目 次

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| I. はじめに | III. 朝鮮總督府と植民地化責任について |
| II. 近現代日本の天皇制国家の侵略戦争責任について | IV. 抗日韓国独立闘争に散った義士たち |
| | V. むすび |

I. はじめに

1995年4月11、12日の兩日にわたって中国上海市の復旦大学で開催された韓国独立運動研究国際学術会議において、私は韓国および中国の歴史研究者から近現代の日韓関係に関する多くの教示を与えられた。その際、李炫熙教授から贈与された日本語訳の同教授著『臨政主席李東寧研究』は、現代韓国の伝統と法統性を大韓民国臨時政府の李東寧主席の生涯の軌跡を中心として歴史的に明らかにした貴重な大作であり、多くを学ばせて頂いた。¹⁾ 同時に、この著作をとおして李教授が明らかにされている歴史的事実にもとづいて、日韓関係を中心とした明治維新から1945年敗戦までの近現代史を振り返り、とくに以下の3点に関して私なりの歴史認識を整理し直す機会を与えられた。第1は近現代の日韓関係史における天皇制国家の侵略戦争責任について、第2は朝鮮總督府と植民地化責任について、第3は抗日韓国独立運動に散った義士たち、についてである。

日本にとっての戦後50周年を経た今日、そしてなによりも日本では「過去はやむを得なかった、それほど悪いことはしていない」として、侵略戦争と植民地支配の「正當化と自己弁護の風潮がむしろ強まってきている」と言われる現在、²⁾少なくとも上記の諸問題をこれまでの科学的歴史学の成果にもとづいて検討することが、日韓兩國間の共通の

*日本 名古屋市 金城學院大學教授。

1) 李炫熙著、『大韓民国臨時政府主席李東寧研究』、東方図書、1995年。

2) 『朝日新聞』(1995年2月1日)「社説」。

歴史認識への接近のために有用なのではないかと考える。本稿は、そのためのささやかな試論にすぎない。

II. 近現代日本の天皇制国家の侵略戦争責任について

第2次大戦後の日本の歴史学界では、近現代のさまざまな史料集成や研究の発展により、多くのすぐれた研究成果が生みだされてきた。そしてそれらの諸研究にもとづいて、明治維新から1945年の敗戦までの近現代の韓国・朝鮮、中国、東南アジア、太平洋諸国などに対する帝国主義的侵略戦争と植民地支配の実態が明らかにされてきている。重要なことは、こうした学問的研究の成果にもとづいて日本政府が過去の侵略戦争を認め、国家としての反省と責任を国内外、とくにアジア諸国に示すことであろう。それが今後のアジア諸国との平和的共存・共榮にとって、不可欠の前提となると考えられるからである。

しかし昨年1月、「終戦50周年国会議員連盟」(奥野誠亮会長)に代表される自民党の国会議員たちは、「(アジア諸国に対する)反省・謝罪や不戦の(国会)決議は、戦後のゆがめられた歴史認識の是認を意図するものであり、我が国の前途に禍根をもたらすものとして是認できない」との活動方針を決定した。³⁾また神社本庁や遺族会などの働き掛けによって、各縣議会では、国会の「不戦・謝罪」決議は英霊を侮辱するものとして、国会議決に反対する運動が全国的に拡大していった。⁴⁾

そうした反対運動を背景にして採択された1995年6月の「国会決議」は、「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行爲に思いをいたし」と述べ、「我が国が過去に行ったこうした行爲」を反省すると決議した。⁵⁾しかし「こうした行爲」の内容については明確化せず、それを「近代史上における数々の…侵略的行爲」と同一視した。ここでは「侵略的行爲」という表現に示されているように、アジア諸国に対する天皇制政府の全面的な侵略戦争と植民地化についての反省と責任が決議されたとは言えない。反対に、国会決議はかえって近現代日本のアジア侵略戦争の歴史的事実を覆い隠し、天皇制政府が遂行した侵略戦争を合理化するものであり、その戦争責任を免罪するものでしかなかったと言えよう。

3) 『朝日新聞』(1995年2月1日)。

4) 日本遺族会、軍人恩給連盟、神社本庁、佛所護念会などでつくる「英霊にこたえる会」や、憲法改正や天皇制擁護の明確化を要求する「日本を守る国民会議」などで構成される「終戦50周年国民委員会」(加瀬俊一初代国連大使)は、「国会決議」が「英霊を冒瀆するもの」とし、決議に「侵略行爲」や「植民地支配」を盛り込むことは「一方的断罪になる」と反対運動を展開した。(『朝日新聞』1995年5月26日)。

5) 『朝日新聞』(1995年6月7日)。

最近の首相の発言例としては、自民党・さきがけ・社民党の3党連立内閣を組織した村山富市前首相の場合がある。彼は1994年10月の施政方針演説において、日本が「過去の一時期に行った侵略行爲や植民地支配」について触れたにとどまり、それが侵略戦争であったという歴史認識は否定した。⁶⁾したがって侵略戦争責任に対する謝罪はみられなかった。村山内閣を後継した橋本龍太郎首相も、村山前首相とまったく同様の歴史認識を踏襲している。彼は、従軍慰安婦や創氏改名といった「侵略的行爲」の個々の「行き過ぎ」については謝罪するものの、日本の天皇制政府が行った韓国・朝鮮に対する侵略戦争と植民地化に対する国家責任を認めているわけではない。⁷⁾彼もまた、村山前首相とともに、「侵略的行爲」と「侵略戦争」を巧妙に使い分けていると言えよう。その主要な政治的意図は、日本政府(天皇制政府)としての国家責任の免罪にあると思われる。

以上のような日本政府・与党の政治的意図にもかかわらず、戦後の科学的歴史学は近現代日本の急速な資本主義的発展と近代化が、同時にアジア諸国に対する帝国主義的侵略戦争と植民地化をともなったことを明らかにしてきた。

明治維新初期に西郷隆盛らによって主張された「征韓論」の後、日本の天皇制政府は日本軍艦が砲撃した江華島事件を口実にして、1876年朝鮮政府に治外法権を認めさせる不平等な日朝修好条規を要求し朝鮮を開港させた。その後、天皇自身が広島に移設された臨時大本營に移って、韓国に対する覇権をめぐる清国との日清戦争に臨んだ。そしてこの戦争に勝利した日本は、1895年全權伊藤博文と李鴻章との間で締結された下関条約によって、遼東半島などを獲得するとともに台湾を植民地化し台湾總督府を置いた。1895年、三浦梧樓公使の陰謀による李王朝の閔妃虐殺事件を引き起こして韓国の支配権確立を意図した日本は、同様に韓国の覇権を狙ったロシアとの戦争(日露戦争)を有利に展開するなかで、局外中立声明の韓国政府を無視して韓国に軍隊を移駐させ、武力を背景に1904年、日韓議定書、続いて第1次日韓協約の締結を強要した。1905年のポーツマス条約で韓国の保護国化をロシアに承認させた日本は、訪韓した樞密院議長・伊藤博文のリーダーシップの下で韓国政府の抵抗を強引に押し切って第2次日韓協約(韓国保護条約)を締結し、韓国統監府を設置した。さらに軍隊を背景にして第3次日韓協約を強制し、韓国軍隊を解散させた伊藤博文初代統監は、日本の侵略に抵抗する韓国各地の義兵闘争などの抗日運動を無力弾圧した。後述するように1910年、日本政府は韓国政府に対して軍事的威嚇の下で「併合条約」を押し付け、韓国の主権を不法に奪取して朝鮮總督府を設置し植民地化した。

1876~1910までの34年間、韓国の覇権確立を目的とする日本の侵略戦争と植民地化政

6) 施政方針演説「草稿」、『朝日新聞(夕刊)』(1994年9月30日)。

7) 橋本龍太郎首相は、1996年6月23日の金泳三韓国大統領との会見において「創氏改名」および「従軍慰安婦」問題について「おわびと反省」を述べた。(『朝日新聞』1996年6月24日)。

策の第一段階において、主要な役割を果たした伊藤博文は抗日民族独立運動の義士安重根により射殺されたが(1909年10月)、もとより日本の侵略戦争の最高の政治責任は天皇にあったと言えよう。しかしながら戦前の明治憲法下における天皇の侵略戦争責任については、これまで二つの立場からの免罪が主張されてきた。⁸⁾第一の立場は、周知のように日本敗戦後の極東国際軍事裁判でのアメリカ側の政策にもとづくものであった。当時、天皇の戦争責任を追及する国際的な要求がきわめて強かったにもかかわらず、アメリカ政府は天皇を日本占領政策の一環として政治的に利用するため、その訴追を避け免罪とした。第二の立場は、憲法論からの主張であって、たとえば『中央公論』(1988年11月号)の誌上座談会「日本史の中の天皇」において、上山春平・梅原猛・矢野暢の各氏は、戦前の天皇制が「イギリス風」の立憲君主制に近かったとして、それぞれ次のように論じている。「明治憲法下でも立憲君主制の運用にできるだけ近づけようというか、たとえば内閣が立てた原案にノーはおっしゃらないということはずっと貫かれたときいています。場合によっては天皇の側近にいた近衛文麿、木戸幸一といった人たちより立憲君主制を貫こうというお気持ちはずっと強かった」(上山)。「天皇は政治的に何もしない、道教でいう無為の達人みたいなどころがあるんです。…もともと天皇はそういうものです」(梅原)。「天皇制とアジアとの関係なんです。天皇制が明治維新以後の日本のアジア政策においてどういう意味をもったかが問われているわけですが…天皇制というのは、じつは日本国家にのみ責任を負う制度であった。私は天皇制に関してアジアに対する責任を問うということは筋違いである」(矢野)。

国際世論を無視して天皇の戦争責任を免罪したアメリカ政府の対日占領政策は論外として、上記の座談会の憲法論もあまりにも政治的な憲法解釈である。すなわち日本の天皇制が、あたかも内閣の助言と承認を前提とするイギリス風の立憲君主制に近く、またその意味では戦後の日本国憲法の規定する立憲天皇制と変わるところがなく、戦前および戦後の天皇は「無為の達人」(単なる象徴)であったと主張している。これらの主張の狙いが、天皇の侵略戦争責任の免罪にあることは言うまでもない。しかし明治憲法の規定では、元首であり神聖不可侵たる天皇は、立法・司法・行政の三権のほか陸・海・空軍の統帥権を独占する統治権の総攬者であって、イギリス風の立憲君主ではなかった。また天皇は「無為の達人」であるどころか、戦前の侵略戦争は天皇の名において行われた。天皇はいわば絶対的存在として、アジア諸国に対する日本の帝国主義的侵略戦争の最高責任者としての地位にあったことは明らかであり、ましてや「平和主義者」などでは決してなかった。たとえば1931年日本の中国東北部への侵略に当たっては、

8) 藤原彰・荒井信一編『現代史における戦争責任』(青木書店、1990年)。とくに藤原彰「日本における戦争責任論の諸相」(121~138ページ)参照。『中央公論』(1988年11月号)。

関東軍を激勵する勅語を発しており、アジア太平洋戦争に際しても御前會議で開戦を決定していた。

以上のように。日本の天皇制政府が遂行してきた明治以降のアジアに対する近現代の戦争が、その目的・性格において本質的に侵略戦争であったこと、その最高の政治責任が憲法・政治・軍事上、天皇にあったことはきわめて明瞭である。

Ⅲ. 朝鮮總督府と植民地化責任について

1995年6月、渡辺美智雄元副總理が「韓国併合条約は、円満に締結された」との問題発言を行ったのに続いて、⁹⁾1995年12月5日の參議院本會議では、村山富市首相(当時)が「日韓併合条約は法的に有効に締結された」と答弁して國際的批判を浴びた。¹⁰⁾

日本政府の方針は、「1910年の韓国併合条約は國際法上有効に締結・実施されたが、1948年の韓国の独立で失効した」と言うことのようなのである。日本側のこの方針は、1965年に調印された日韓基本条約の締結の際の韓国政府の「(併合条約は)当初から無効」とする主張と対立していると伝えられる。しかし一般に、國際条約は、『条約法に関するウィーン条約』第52条によれば、相手国に対して強制手段を使ったり、強制的に結ばせたりしたような場合(強制的条約)には、法的に無効だとされている。ある國際法学者によれば、「従来は、相手国の代表者に対して脅迫的な手段を使ってはいけな、というだけであったのが、現在では、相手国自体に対しても強制的な武力手段を使ってはいけな、ということになっている。ところが、相手国の代表者に対して脅迫手段をとれば条約が無効になるというときでも、実際にとられた強制手段を相手国自体に対する措置であったとすりかえて、条約を有効だとしていた、かつての韓国併合条約などがあり、実力と悪意のある国家としては國際法をまもらなかつたようなことがある」。¹¹⁾

したがって「併合条約」の締結は、3次にわたる日韓協約により保護国化され、内政・外交・軍事のすべてにわたる支配權を奪われた状況の下では、「法的に有効」とは言えないであろう。しかも1910年8月22日、寺内正毅・李完用の間で「韓国併合に関する

9) ただし渡辺美智雄氏は内外の批判を受けて、「円満に」と言う言葉を取り消した。(『朝日新聞』1995年6月6日)

10) 『朝日新聞』(1995年11月15日)によれば、韓国側の批判を浴びた村山首相は、金泳三大統領に「(併合条約は)民族の自決と尊嚴を認めない帝國主義時代の条約である」との書簡を提出した。ただし条約が有効であったか、無効であったかに関しては、触れていないとのことである。

11) 小谷鶴次『私と國際關係』晃洋書房、1994年、194ページ。

条約」が調印された際には、軍隊が動員され韓国内はそうした軍事的威圧下にあった。¹²⁾ そうした一種異様な状況を次の著者たちは伝えている。

青柳南冥著『朝鮮統治論』は、「当時を回顧すれば、併合反対の鮮人は悲憤極度に達し、慷慨激越暗雲全鮮を蔽ふて、容易ならざる現象を呈し、暴徒乱民各地に蜂起して盛んに之れ併合に無関心の者に非ず、勢の不可なるを以て沈黙せしのみ」と書いた。¹³⁾ また朴榮著『五十年の回顧』は、「(併合の際) 京城始め各地とも何等不穩の模様もなく、殆んど無関心の如く、冷淡極まる奇觀を呈した。…新聞の論調の如きも取締りの嚴重なりし故にてもありしならん、敢て不穩の文字を羅列するに至らず」と書いた。¹⁴⁾

1910年8月22日、寺内正毅・李完用の間で調印された「韓国併合に関する条約」の第1条は、「韓国皇帝陛下は、韓国全部に関する一切の統治権を完全にかつ永久に日本国皇帝陛下に譲与す。」、第2条は「日本国皇帝陛下は、前条に掲げたる譲与を受諾し、かつ全然韓国を日本帝国に併合することを承諾す。」と規定し、統治権の授受の関係において韓国の植民地化を不法に宣言した韓国にとってきわめて屈辱的内容であった。

明治天皇は、1910年8月29日の「日韓併合ノ詔書」において、「朕ハ特ニ朝鮮總督府ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ、陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ總轄セシム。百官有司、克ク朕ノ意ヲ体シテ事ニ從ヒ、施設ノ緩急、其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ」と記し、¹⁵⁾ 韓国の植民地化の最高責任の所在が天皇にあることを宣言した。

「韓国併合条約」の締結以前に、天皇制政府は対韓大方針と対韓施設大綱(1909年7月6日)を、また「併合後の韓国に対する施政方針」(1910年6月)をそれぞれ閣議決定し、天皇が裁可していた。後者の主なる内容は、①朝鮮には当分の間、憲法を施行せず、天皇大権によりこれを統治すること、②總督は天皇に直隸し、朝鮮における一切の政務を統括する権限を有すること、③總督には天皇大権の委任により、法律事項に関する命令を発する権限を与えること、ただし本命令は別に法令又は律令等、適當の名稱を付すること、の3点であった。その結果、韓国に対する統治権は天皇大権とされ、天皇に対してのみ責任を負う朝鮮總督(陸海軍大將)は、「一切の政務を統括するの権限」(行政権)と「法律事項に関する命令を発するの権限」(立法権)をもつ軍部專制的地位に立つことになった。しかも陸軍大將寺内正毅は、韓国政府の警察権を總督府に吸収し、憲兵条令(1910年9月10日)を制定して朝鮮總督の「指揮監督」に服する憲兵警察制度を確立した。こうして天皇制政府は、朝鮮總督府をつうじて韓国を1945年の日本敗戦

12) 山辺健太郎『日韓併合小史』(岩波新書、1995年)235～6ページ。

13) 山本四郎編『寺内正毅関係文書(首相以前)』(同朋舎、1984年)13ページによる。

14) 同上書、同ページによる。

15) 糟谷憲一「朝鮮總督府の文化政治」(大江志乃夫他著『岩波講座・近代日本と植民地』2)123ページより引用。

までの35年間にわたって植民地支配し、アジア侵略の兵站基地として利用するための統治機構として完成させた。¹⁶⁾

村山前内閣の江藤隆美元総務庁長官は、韓国の植民地支配のこの35年間に、日本は「いいこともした」などと発言して国際的批判を受け、閣僚を辞任させられた。¹⁷⁾ 『朝日新聞』(1995年11月14日)「社説」が、「これまでの閣僚辞任は、臭いものにふたをするだけで、いわばモグラたたきの繰り返しだった。昨年も永野茂門法相と櫻井新環境庁長官がその仲間だったが、閣僚辞任の経験者のなかには、それを勳章のようにして活動している人もいる」と指摘しているように、¹⁸⁾そこには日本帝国主義の韓国に対する植民地化責任の意識がまったく欠如していると言わざるをえない。そればかりか日本の植民地支配を正当化し美化する発言でもある。

しかし朝鮮總督府の下での植民地化政策の目的が、実際にはどのようなものであったかについては、すでに多くのすぐれた研究によって明らかにされている。たとえば朴慶植著『日本帝国主義の朝鮮支配』(上)は、朝鮮總督府が土地所有権の「近代化」(「公簿登録権利公認」制度創設)の名の下に、1910年3月から開始した「土地調査事業」が、実際は国策会社「東洋拓殖株式会社」(1907年12月設立)などの日本人地主による土地収奪と、農地を失い生活に困窮する多くの韓国農民の海外移住を生みだしたことを明らかにしている。とくに日本に移住する韓国農民人口は、1911年の 2,527人から1920年の40,759人に急増している。¹⁹⁾また朝鮮總督府は、「朝鮮人ヲ誘掖啓発シテ文明ノ域ニ進メ、以テ忠良ナル帝国臣民タラシムル」²⁰⁾ために、「内鮮一体化」「皇民化」政策を押し付けた。²¹⁾そして創氏改名や皇民教育、日本語使用や神社参拜までも強制した。

日本に渡航移住した韓国人の生活は悲惨であった。彼らは不当で苛酷な民族差別の下に置かれ、1923年9月の関東大震災に際しては、事実無根の流言飛語によって6千数百人の「在日朝鮮人」が虐殺された。²²⁾1929年には、世界的経済恐慌からの危機脱出をもとめた日本帝国主義が中国東北部への侵略を開始し、天皇制権力機構をファッション化させていくなかで、韓国人を侵略戦争遂行の「人的資源」として利用するための強制連行・強制労働が始められた。国家總動員法(1938年)の制定を契機として韓国人にも徴兵が強制され、従軍慰安婦も軍隊などによって強制的に動員された。²³⁾こうして多くの韓国人

16) なお、朝鮮總督府の統治機構に関しては、山辺健太郎の前掲書のほか、同氏の『日本統治下の朝鮮』(岩波新書)、海野福寿『韓国併合』(岩波新書)など。

17) 1995年11月。

18) 『朝日新聞』(1995年11月14日)「社説」。

19) 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上巻(青木書店、1993年)。また山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』(岩波新書)を参照。

20) 山本四郎『寺内正毅関係文書』前掲、178ページ。

21) 糟谷憲一「朝鮮總督府の文化政治」前掲書を参照。

22) 『歴史評論』1993年9月号特集「関東大震災と朝鮮人虐殺事件」参照。

23) 林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集』(全8巻)明石書店、1990年。

が、天皇の名において遂行された日本のアジア諸国に対する侵略戦争と植民地化政策の犠牲となったのである。

以上により、上記の日本政府の侵略戦争認識——「戦前日本が韓国人に強制した創氏改名や従軍慰安婦などの問題は、侵略行為における個々の行き過ぎであって、近代史上においてもさまざまな行き過ぎは一般にみられるもの」——が事実だとすれば、それは天皇制政府と軍部の侵略戦争責任免罪し正当化するものであると言えよう。日本政府が従軍慰安婦の国家保障を認めようとしなない根拠も、そこにあると考えられる。

Ⅳ. 抗日韓国独立闘争に散った義士たち

— 李奉昌、尹奉吉 —

日本帝国主義の侵略戦争と植民地化政策によって不法に国家主権をうばわれた韓国において、抗日民族独立運動が発展していくのは、当然である。そうした独立運動は、ある場合には義兵運動のような闘争形態をとり、またある場合には文化啓蒙運動のような形態をとった。²⁴⁾いずれにしても、最初に私がここで強調しておきたいことは、そうした運動諸形態が、たとえ外見的には時期や地域によって個々バラバラな現象のようにみえたとしても、それらを抗日民族独立運動としての相互連関的な歴史的全体性・統一性において把握しなければならない、ということである。たとえば一見してテロリズムと見られ得るような闘争形態も、抗日民族独立運動という歴史的全体性において把握した場合には、そのように単純には捉えられないであろう。李炫熙教授の前掲書において紹介されている李奉昌(1901~1932)および尹奉吉(1908~1932)も、安重根をはじめ抗日民族独立闘争に参加して散っていった多くの韓国人のなかの二人であった。²⁵⁾この二人の義士もまた20世紀初頭の義兵運動以来の、あるいはより直接的には1919年の3・1韓国独立運動の抗日独立闘争の歴史と伝統のなかで位置づけられ、評価されなければならないであろう。この二人の義士は、1932年の死刑判決によって日本国内で処刑されて後、戦後50周年を經に日本では、まったく忘れられたままである。

李奉昌も尹奉吉も、朝鮮總督府の支配下にあつて植民地化された厳しい弾圧下の韓国の状況と、1919年の韓国ソウルのパゴダ(塔洞)公園における3・1独立宣言に端を発した全国的な抗日韓国独立運動の発展を身をもって経験していた。李炫熙教授は、この歴史的な3・1独立闘争後に、中国上海市に設置された大韓民国臨時政府とその主席を務め

24) 『思想』1969年3月号「近代朝鮮と日本」の各論文参照。

25) 李奉昌、尹奉吉の義挙については、李炫熙、前掲書を参照。

た李東寧の活躍とその生涯の軌跡を史実にもとづいて明らかにしている。今日の韓国独立運動の歴史と伝統は、3・1独立宣言と上海の大韓民国臨時政府の成立に基礎づけられていると言えよう。²⁶⁾

李奉昌と尹奉吉がそれぞれに民族的危機意識をもって中国上海市を訪れ、大韓民国臨時政府と接触をもった後、爆弾闘争に身を投じたのは1932年の上海事変前後のことであった。すでに日本は、その前年、満洲事変を起こして本格的な中国への侵略戦争を遂行しつつあった。1931年1月8日には、中国東北部(満洲)に向けて侵略を開始した関東軍に対して、昭和天皇は「深く其忠烈ヲ嘉ス汝將兵益々堅忍自重ヲ以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ朕カ信倚ニ対ヘンコトヲ期セヨ」との勅語を下して激励していた。

一方、当時の大韓民国臨時政府は、内部分裂と活動資金難に加えて中国国民党からの援助も期待できない困難な状況下にあったといわれる。抗日武力闘争組織「韓人愛国団」を組織して李奉昌の爆弾闘争を中国の上海で指導したのは、当時、大韓民国臨時政府の指導者であった李東寧と金九であったが、金九は『白凡逸志一金九自叙伝』において、「当時の情勢からすれば、わが民族の独立思想をふるいたさせるためにも、また万宝山事件、満洲事変のようなことで、わが韓国人に対する中国人の感情がひどく悪化していたのを解くためにも、なんらかの新たな局面打開が必要なときだった」と書いている。²⁷⁾

李奉昌の爆弾事件は、そうした状況下の1932年1月8日の東京・櫻田門外で発生した。事件は陸軍観兵式から帰途中の天皇の「御料車」に向かって爆弾を投じたが、命中せず逮捕されたものである。李奉昌は、同年9月30日、旧刑法73条「大逆罪」で死刑を宣告され、市ヶ谷刑務所において32歳で処刑された。大審院判決文によれば、「被告人ハ常ニ事其ノ志ニ違ヒタル爲自己ノ境遇ヲ悲觀シテ予テ懷抱セル朝鮮独立問題ニ関シテ屢民団事務所ニ出入シ団長白貞善事金龜ト会见ヲ重ネ意見ヲ交フル所アリ其ノ間同問題ノ爲ニ一身ヲ賭シテ爲ス所アランコトヲ決意シ金龜カ朝鮮独立ノ目的ヲ達スルカ爲ニハ天皇陛下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉ルヲ以テ最モ捷徑ナリトスル旨ヲ説クヤ其ノ所説ニ賛同シテ之カ実行ニ付心中固ク決スル所アリ」と論告している。²⁸⁾李奉昌の闘争は不成功に終わったが、金九が前掲書で述べているように、「わが韓国人が精神的にかれらを殺したのであって、世界万国に向けて、わが民族が日本に同化されてはいないということを雄弁に説明した」ことを示した。²⁹⁾当時、中国国民党機関紙の『国民日報』が「韓人李奉昌狙撃日皇不幸不中」と特号活字で報じたのをはじめ、「不幸」の文字を使用した新聞社は

26) 1919年3・1独立運動については、朴慶植『朝鮮三・一独立運動』平凡社、1976年を参照。

27) 『白凡逸志一金九自叙伝』(梶村秀樹訳注、平凡社、1973年)261～262ページ。

28) 『日本政治裁判史録』(昭和・前)第一法規、397ページによる。李炫熙、『李奉昌義士の抗日闘争』塞松1997、120～39ページ。

29) 『白凡逸志』前掲書、261ページ。

日本官憲によって、すべて閉鎖させられた。³⁰⁾

尹奉吉の爆弾闘争は、1932年4月29日の天長節祝日に、中国上海市の虹口公園で举行された日本の上海派遣軍の觀兵式で実行され、白川軍司令官、植田陸軍中將、野村海軍中將、重光公使、村井總領事などを殺傷した事件であった。当時、日本軍部は関東軍の中国侵略を諸外国の目からそらし、中国・韓国の抗日運動を弾圧する目的で、上海において中国人による日本人僧侶襲撃事件を作り上げ、それを口実にして上海占領を企てていたが、しかし中国19路軍の厳しい抵抗に遭遇していた。上海の金九の指導と援助により、愛国団員となった尹奉吉は「朝鮮が日本に併呑されて居ることは吾人の忍び難き苦痛にして之が独立を図るべく決行」したと、その動機を述べている。³¹⁾尹奉吉は金沢陸軍刑務所に連行され、1932年12月19日、郊外の三小工兵作業場において銃殺され、市内の野田山墓地に暗埋葬された。³²⁾

李奉昌および尹奉吉の爆弾闘争は、ファッション化した日本の天皇制政府と軍部が本格的に中国侵略戦争を開始した時期に当たる。その侵略戦争の政治的軍事的最高責任の所在は、前述したように韓国を不法に植民地化し韓国民衆を苛酷な軍事支配下に置いた天皇を頂点とする政府・軍部の権力機構にあった。李奉昌と尹奉吉の武力闘争は、そうした日本の権力機構に対して直接に向けられたものであったが、その成否は別にして抗日韓国独立運動にとっての大きな意義ある刺激と勇氣を、当時の韓国をはじめとした世界の植民地支配下の民衆に与えたであろうことは間違いない、その意味から、李奉昌、尹奉吉の爆弾闘争はまさに義挙であり、二人とも安重根とともに抗日韓国独立運動史上に位置づけられるべき義士であると言えよう。

爆弾闘争後の日本軍の中国侵略の本格化とともに、上海の大韓民国臨時政府は中国の国内を転々と移動して、1945年の日本の敗戦まで、日本侵略軍と戦わねばならなかった。しかしさまざまな難局を切り抜けて大韓民国臨時政府の歴史と伝統をまもった李東寧主席たちの生涯は、今日の韓国民衆の心のなかに生きていることを、李炫熙教授の著書は教示しているように思われる。

V. むすび

何故、日韓兩國の共通の歴史認識への接近が必要とされるのか。それが必要とされて

30) 同上書、262ページ。

31) 内務省警保局編『外事警察報・第30巻』不二出版、57ページ。

32) 内務省警保局保安課『特高月報・昭和7年12月分』。現在は、野田山墓地には「尹奉吉義士」碑文(1992.4.29.しるす)があるのみである。

いるのは、おそらく日本人の側であって、韓国人の側ではないであろう。それほど日本政府・文部省や政治家たちの歴史認識には、戦前日本のアジア太平洋諸国への侵略戦争や植民地支配に対する加害的責任意識が欠如しているように思われる。その意味では、「過去の戦争は正しかった」というアナクロニズムの旧戦時体制意識が、戦後50周年を経た今日においても拂拭されることなく有力に存在し、過去の侵略戦争を正当化し美化していることになる。それは植民地支配時代のアジアの諸民族に対する日本人の民族差別意識が、清算されないでいることを意味しよう。事実、日本は戦後の新憲法下において民主化されたと言われるにもかかわらず、たとえば「在日」韓国・朝鮮人はもとより在日外国人に対してもさまざまな民族差別の事実がみられる。このような意識状況下で、「経済大国」となった日本が、新日米安保体制の下で、再びアジア「周辺国」の安全保障にリーダーシップを発揮するのはきわめて危険であろう。

私たちがアジア諸国民との平等・互恵で、真に平和・友好的な交流関係を確立するためには、まず私たち自身を点検して、アジア諸国民と共有する歴史認識の確立をめざし、そこから出発することが必要と思われる。そしてそのような客観的条件も、また主体的条件も今日の日本には存在している。政治的意図的な戦争認識が、どのように有力であろうとも、科学的客観的な歴史認識に支えられた国民多数の民主主義勢力には絶対に優越しえないのである。ただ私は、日本の民主主義は平和・友好的なアジア諸国民との間の研究面での相互交流によってその質を高め、国際的な相互批判をとおして発展させていくことのなかでのみ、有効性と将来性をもちうるのではないかと考えているが、それは私たち日本人の今後の課題と言えよう。